

別表第5 大規模建築物の建築等に係る事前協議の期限（第12条関係）

協議対象行為の種類	手続		協議期限
法第16条第1項第1号の建築物の新築、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替または色彩の変更	建築基準法	第6条第1項または第6条の2第1項の規定による建築確認申請	申請の日の60日前
		第43条第2項第1号その他の規定による特定行政庁の認定の申請	申請の日の60日前
		第43条第2項第2号その他の規定による特定行政庁の許可の申請	申請の日の60日前
		第58条の規定による都市計画で定めた基準の許可の申請	申請の日の60日前
	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	第17条第1項の規定による計画の認定の申請	申請の日の60日前
	長期優良住宅の普及の促進に関する法律	第5条第1項から第5項までの規定による計画の認定の申請	申請の日の60日前
	建築物の耐震改修の促進に関する法律	第17条第1項の規定による計画の認定の申請	申請の日の60日前
	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第4条第1項の規定による計画の認定の申請	申請の日の60日前

都市の低炭素化の促進に関する法律	第53条第1項の規定による計画の認定の申請	申請の日の60日前
建築物のエネルギー消費機能の向上に関する法律	第34条第1項の規定による計画の認定の申請	申請の日の60日前
行為の着手		着手する日の60日前